

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	一
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	()	三
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	()	四
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	()	四
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	()	七
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	()	七
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の辞退の届出	()	八
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	()	八
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	九
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	()	九
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	()	九
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更	()	九
○保安林の指定施設要件の変更の予定(二件)	(森林整備課)	一〇
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	一〇
○道路の区域変更	(道路課)	一一
○道路の供用開始	()	一一
○土地区画整理事業の換地処分の届出	(都市計画課)	一一
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	一一
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更	()	一一
○平成二十四年度砂利採取業務主任者試験の実施	(産業立地推進課)	一一

ページ

告 示

○宮城県告示第六百三十七号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十四年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

○四七二四〇〇五八九	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七五二〇二四八七	ケアグループ木もれび 仙台市宮城野区鶴ヶ谷七丁目二十一番二号	医療法人社団松村クリニク	平成二十四年四月一日
○四七二七〇〇九九六	ヘルパーステーション陽 黒川郡富谷町東向陽台三丁目七番地五向陽台サニールイッパ一三三号	社会福祉法人みんなの輪	平成二十四年四月十五日
○四七二七〇一〇一〇	アミカ仙台富谷介護センター 黒川郡富谷町成田三丁目三十二番十四号二階	有限会社シー・キューブ	平成二十四年五月一日
○四七〇三〇〇七五七	サポートセンターしおがま 塩竈市清水沢四丁目三十九番五号	株式会社HCM	平成二十四年六月一日

二 訪問看護

○四六二四九〇〇三八	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四六二四九〇〇三八	桜樹訪問看護ステーション 栗原市若柳字川北元町裏百十四	株式会社リハサポート桜樹	平成二十四年四月一日
○四六五四九〇一四二	訪問看護ステーションわさ ケア	株式会社クオリティライフ	平成二十四年四月一日

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七〇二〇二二七六	目四番十八号 べがさすデイサービス 石巻市南中里三丁目十六番 二十七号	有限会社べがサス薬局	平成二十四年 六月十五日
五 通所リハビリテーション			
〇四七三五〇〇一七一	事業所の名称及び所在地 女川町地域医療センター 牡鹿郡女川町鷺神浜字堀切 五十一番地六	事業者の名称又は氏名 公益社団法人地域医療振 興協会	指定年月日 平成二十四年 四月一日
六 短期入所生活介護			
〇四七二七〇〇九八八	事業所の名称及び所在地 特別養護老人ホームウイン グ 黒川郡大郷町羽生字金井川 九十四番一	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人善俊会	指定年月日 平成二十四年 四月一日
〇四七五二〇三三七五	特別養護老人ホームふたば の杜 仙台市青葉区双葉ヶ丘一丁 目四十二番六号	社会福祉法人すばる	平成二十四年 四月一日
〇四七二七〇一〇三六	シヨートステイまほるばの 里たいわ 黒川郡大和町吉田字高田西 三十四番地	社会福祉法人医療介護施 設研究所	平成二十四年 五月二十八日
〇四七二二〇一一八六	地域密着型特別養護老人ホ ームせくれSecure 登米市迫町新田狼ノ欠二十 番地四百一十	社会福祉法人ふれあいの 里	平成二十四年 六月一日
〇四七二二〇一一九四	地域密着型特別養護老人ホ ームみろく苑 登米市中田町上沼字新寺山 下五十九番地六	社会福祉法人桜友会	平成二十四年 六月十五日
〇四七二二〇二二〇二	地域密着型特別養護老人ホ ームみろく苑 登米市中田町上沼字新寺山 下五十九番地六	社会福祉法人桜友会	平成二十四年 六月十五日
七 特定施設入居者生活介護			
〇四七一〇〇四四六	事業所の名称及び所在地 有限会社ヘルシーメディカ 岩沼市土ヶ崎二丁目四番十 四号	事業者の名称 社会福祉法人蕙心会居宅介 護支援事業所福祉館 気仙沼市唐桑町只越三百四 十六番地七	指定年月日 平成二十四年 四月一日

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七二七〇一〇二八	ケアハウスいちいの風 黒川郡富谷町富ヶ丘二丁目 十番十五・一号	医療法人社団清山会	平成二十四年 四月一日
八 福祉用具貸与			
〇四七五二〇二四六一	事業所の名称及び所在地 アサヒケアサポート仙台営 業所 仙台市宮城野区萩野町二丁 目十番三三	旭機工株式会社	指定年月日 平成二十四年 四月一日
〇四七五二〇二四七九	株式会社かんきょう仙台支 店 仙台市宮城野区新田一丁目 五番五十五号	株式会社かんきょう	平成二十四年 四月一日
〇四七五三〇一九二五	株式会社セリオ仙台営業所 仙台市若林区中倉二・十九 ・十七	株式会社セリオ	平成二十四年 四月一日
九 特定福祉用具販売			
〇四七五二〇二四七九	事業所の名称及び所在地 株式会社かんきょう仙台支 店 仙台市宮城野区新田一丁目 五番五十五号	株式会社かんきょう	指定年月日 平成二十四年 四月一日
〇宮城県告示第六百三十八号 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者と して、次のとおり指定した。 平成二十四年八月二十四日 宮城県知事 村 井 嘉 浩			
〇四七一〇〇四四六	事業所の名称及び所在地 有限会社ヘルシーメディカ 岩沼市土ヶ崎二丁目四番十 四号	事業者の名称 社会福祉法人蕙心会居宅介 護支援事業所福祉館 気仙沼市唐桑町只越三百四 十六番地七	指定年月日 平成二十四年 四月一日

○四七二二〇二一七八	恵泉会東和介護支援センタ 登米市東和町米谷字新細待 井二番地	社会福祉法人恵泉会	平成二十四年 四月一日
○四七一五〇一八八二	合同会社テンドーケア 二宮市松山千石字松山三百 八十三番地	合同会社テンドーケア	平成二十四年 四月一日
○四七一五〇一八九〇	あんしん館ケアプランセン ター 大崎市古川福浦一丁目一 二十四	株式会社ファースト・ケ ア	平成二十四年 四月一日
○四七一五〇一九〇八	まごころケアプラン結い 五番九 大崎市古川字上古川百六十 五番九	有限会社昭和タクシー	平成二十四年 四月一日
○四七二四〇〇六〇五	けいけん荘介護支援センタ 巨理郡巨理町逢隈牛袋字境 百十九番地一	社会福祉法人ユニケア	平成二十四年 四月一日
○四七二七〇〇九七〇	Aiケアプランセンター 黒川郡大和町吉岡字館下八 十六番地	一般社団法人Aiえりあ サポート福祉会	平成二十四年 四月一日
○四七五二〇三二七七	ケアプランセンター抱優 九番十五号 仙台市青葉区中山八丁目十 九番十五号	株式会社大和リアル テイ	平成二十四年 四月一日
○四七五二〇二四九五	指定居宅介護支援事業所・ 木もれび 仙台市宮城野区鶴ヶ谷七丁 目二十一番二号	社会福祉法人みんなの輪	平成二十四年 四月一日
○四七五二〇二五〇三	ケアプランセンターミント 仙台市宮城野区岩切一丁目 三番十四号	有限会社あべりあ	平成二十四年 四月一日
○四七五三〇一九一七	しろた治療院ケアプランセ ンター 仙台市若林区沖野六丁目三 十五番六十三号高橋荘一〇 六	しろた指圧整体治療院株 式会社	平成二十四年 四月一日
○四七五三〇一九三三	荒浜居宅介護支援事業所 仙台市若林区大和町四丁目 九番十二号大和町レジデ ンス一〇三三号	社会福祉法人愛泉会	平成二十四年 四月一日
○四七一五〇一九一六	居宅介護支援事業所楽笑 大崎市田尻字北大杉五十九 番地	合同会社悠悠ライフ	平成二十四年 四月十五日
○四七二二〇一五七二	サポートセンターふれ愛館 地九 栗原市築館下宮野山畑三番	株式会社ふれ愛館	平成二十四年 五月一日

○宮城県告示第六百三十九号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設として、次のとおり指定した。

平成二十四年八月二十四日

○四七〇六〇〇四八七	NPO法人安寿居宅支援事業所 白石市沢目百二十四番地一	特定非営利活動法人安寿	平成二十四年 五月一日
○四七〇九〇〇五五六	サテライトケアセンター第 2仙塩居宅介護支援事業所 多賀城市栄一丁目五・九	合同会社地域ケア開発機 構	平成二十四年 五月十五日
○四七〇二〇二二六八	ばんぶきん介護センター石 巻西部ステーション 石巻市蛇田字新金沼三百六 十三番地	ばんぶきん株式会社	平成二十四年 六月一日

○宮城県告示第六百四十号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十四年八月二十四日

○四七二七〇〇九八八	施設名称及び所在地 特別養護老人ホームウイン グ 黒川郡大郷町羽生字金井川 九十四番一	開設者の名称 社会福祉法人善俊会	指定年月日 平成二十四年 四月一日
○四七二七〇一〇五一	特別養護老人ホームまほろ ばの里たいわ 黒川郡大和町吉田字高田西 三十四番地	社会福祉法人医療介護施設 研究所	平成二十四年 五月二十八日
○四七二七〇一〇六九	特別養護老人ホームまほろ ばの里たいわ 黒川郡大和町吉田字高田西 三十四番地	社会福祉法人医療介護施設 研究所	平成二十四年 五月二十八日

○宮城県告示第六百四十号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十四年八月二十四日

介護予防訪問介護	宮城県知事 村 井 嘉 浩		
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日

九 特定介護予防福祉用具販売

〇四七五二〇二四六一	アサヒケアサポート仙台営業所 仙台市宮城野区萩野町二丁目十番三号	旭機工株式会社	平成二十四年四月一日
〇四七五二〇二四七九	株式会社かんきょう仙台支店 仙台市宮城野区新田一丁目五番五十五号	株式会社かんきょう	平成二十四年四月一日
〇四七五三〇一九五	株式会社セリオ仙台営業所 仙台市若林区中倉二丁目十九番十七	株式会社セリオ	平成二十四年四月一日

〇四七五二〇二四七九	株式会社かんきょう仙台支店 仙台市宮城野区新田一丁目五番五十五号	株式会社かんきょう	平成二十四年四月一日
------------	-------------------------------------	-----------	------------

〇宮城県告示第六百四十一号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
平成二十四年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

〇四七二四〇〇三三三	事業所の名称及び所在地 N P 法人サポート桜・舞 巨理郡巨理町油田七十二番地二	事業者の名称又は氏名 特定非営利活動法人サポート桜・舞	廃止年月日 平成二十四年四月三十日
------------	--	--------------------------------	----------------------

二 訪問看護

〇四六五五九〇二二三	事業所の名称及び所在地 ほし外科・訪問看護ステーション 仙台市泉区南光台南三丁目四番五号	事業者の名称又は氏名 医療法人社団星世会	廃止年月日 平成二十四年四月三十日
------------	--	-------------------------	----------------------

三 通所介護

〇四七二二〇〇九三二	事業所の名称及び所在地 どんぐりの家 登米市迫町新田字対馬五十一番地四十七	事業者の名称又は氏名 特定非営利活動法人どんぐりの家	平成二十四年四月一日
〇四七二二〇〇九六二	デイサービス萩野の家 栗原市金成片馬合佐野原七十三番地二	有限会社マリヤの家	平成二十四年四月三十日
〇四七二四〇〇三三三	N P 法人サポート桜・舞 巨理郡巨理町油田七十二番地二	特定非営利活動法人サポート桜・舞	平成二十四年四月三十日
〇四七二〇一〇九三〇	デイサービス福寿の家 石巻市蛇田字新大塚三百二十五	株式会社福祉らぼーる	平成二十四年六月十五日

四 通所リハビリテーション

〇四五〇二八〇〇五二	事業所の名称及び所在地 介護老人保健施設ガーデン ハウスこだま 石巻市泉町四丁目十一番四十七号	事業者の名称又は氏名 医療法人有恒会	平成二十四年四月一日
------------	--	-----------------------	------------

五 短期入所生活介護

〇四七一五〇〇九三四	事業所の名称及び所在地 特別養護老人ホーム百才館 大崎市三本木字大豆坂二十四番地の三	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人永楽会	平成二十四年六月三十日
------------	--	-------------------------	-------------

〇宮城県告示第六百四十二号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。
平成二十四年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四七二〇〇九六五	事業所の名称及び所在地 特別養護老人ホームおしか	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人旭壽会	平成二十四年
-----------	-----------------------------	-------------------------	--------

〇四七〇二〇一三三八	清心苑 石巻市鮎川浜字清崎山七番地	社会福祉法人旭壽会	平成二十四年四月一日
〇四七五一〇二七五二	旭壽会ケアプランセンター 石巻市北村字幕ヶ崎百十七番地二	社会福祉法人旭壽会	平成二十四年四月一日
〇四七〇二〇一四四三	仙台中央ケアプランセンター 仙台市青葉区芋沢字青野木五百八十一、一	社会福祉法人自生会	平成二十四年四月二十日
〇四七一四〇〇二八三	介護支援センターこだま 石巻市泉町三丁目十番四十号	医療法人有恒会	平成二十四年五月二十日
〇四七二八〇〇六二二	ばんぶきん介護センター石巻西部ステーション 石巻市蛇田字新金沼三百六十三番地 株式会社ディーエーライフ福祉事業部 加美郡色麻町四竈字西昌寺二番地三十五号	ばんぶきん株式会社 株式会社ディーエーライフ	平成二十四年五月三十一日

○宮城県告示第六百四十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十一条の規定により、指定介護老人福祉施設の開設者から次のとおり指定を辞退する旨届出があった。

平成二十四年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四七一五〇〇九三四	施設の名称及び所在地 特別養護老人ホーム百才館 大崎市三本木字大豆坂二十四番地の三	開設者の名称 社会福祉法人永楽会	辞退年月日 平成二十四年六月三十日
------------	---	---------------------	----------------------

○宮城県告示第六百四十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十四年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

〇四七五五〇二二一八	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地 ネクサスコート泉中央訪問介護事業所 仙台市泉区泉中央四丁目十四番地の五	事業者の名称又は氏名 株式会社ランドネクサス	廃止年月日 平成二十四年四月十日
〇四七二四〇〇三三二	〇四七二四〇〇三三二	事業所の名称及び所在地 NP 法人サポート桜・舞 亘理郡亘理町油田七十二番地二	事業者の名称又は氏名 特定非営利活動法人サポート桜・舞	平成二十四年四月二十日
二 介護予防訪問看護				
〇四六五五九〇一三三	〇四六五五九〇一三三	事業所の名称及び所在地 ほし外科・訪問看護ステーション 仙台市泉区南光台南三丁目四番五号	事業者の名称又は氏名 医療法人社団星世会	平成二十四年四月三十日
三 介護予防通所介護				
〇四七二二〇〇九三二	〇四七二二〇〇九三二	事業所の名称及び所在地 どんぐりの家新田 登米市追町新田字対馬五十一番地四十七	事業者の名称又は氏名 特定非営利活動法人どんぐりの家	平成二十四年四月一日
〇四七二四〇〇三三二	〇四七二四〇〇三三二	事業所の名称及び所在地 NP 法人サポート桜・舞 亘理郡亘理町油田七十二番地二	事業者の名称又は氏名 特定非営利活動法人サポート桜・舞	平成二十四年四月三十日
〇四七二二〇〇九六二	〇四七二二〇〇九六二	事業所の名称及び所在地 デイサービス秋野の家 栗原市金成片馬合佐野原七十三番地二	事業者の名称又は氏名 有限会社マリヤの家	平成二十四年四月三十日
〇四七二二〇〇九三〇	〇四七二二〇〇九三〇	事業所の名称及び所在地 デイサービス福寿の家 石巻市蛇田字新大塚三百一十五	事業者の名称又は氏名 株式会社福祉らぼーる	平成二十四年六月十五日
四 介護予防通所リハビリテーション				
〇四五〇二八〇〇五一	〇四五〇二八〇〇五一	事業所の名称及び所在地 介護老人保健施設ガーデンハウスこだま 石巻市泉町四丁目十一番四十七号	事業者の名称又は氏名 医療法人有恒会	平成二十四年四月一日

五 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号 〇四七二五〇〇九三四	事業所の名称及び所在地 特別養護老人ホーム百才館 大崎市三本木字大豆坂二十四番地の三	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人永楽会	廃止年月日 平成二十四年六月三十日
-------------------------	--	-------------------------	----------------------

〇宮城県告示第六百四十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十四年七月十九日次の者を指定した。

平成二十四年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
沼上 佳寛	脳神経外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
小林 正和	救急科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
矢崎 謙	内科	医療法人社団石巻診療所	石巻市穀町五番二十四号
今留 尚人	眼科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四番地
田中 正彦	整形外科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四番地
高田 雄介	耳鼻咽喉科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四番地
宮沼 弘明	内科	財団法人宮城厚生協会坂総合クリニック	多賀城市下馬二丁目十三番七号
三澤 辰也	整形外科	社会医療法人将道会総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目一番五号
福島 啓介	外科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三番十号
片倉 康次	呼吸器内科・小児科	財団法人片倉病院	大崎市古川浦町一番三十七号

〇宮城県告示第六百四十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の

医師から、指定の辞退があった。

平成二十四年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
笠井 暁史	内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
片倉 国博	外科	財団法人片倉病院	大崎市古川浦町一番三十七号
片倉 康博	内科	財団法人片倉病院	大崎市古川浦町一番三十七号
須貝 和幸	脳神経外科	古川星陵病院	大崎市古川南町三丁目一番三・五号

〇宮城県告示第六百四十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十四年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	新		旧	
		所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
伊勢 秀雄	内科	石巻市立病院開成仮診療所	石巻市南境字新小堤二十五番地	石巻市立病院	石巻市南浜町一丁目七番二十号

〇宮城県告示第六百四十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。

平成二十四年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	所属医療機関の名称	新		旧	
		所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	
志田 章	医療法人進整会志田整形外科医院	気仙沼市東新城二丁目六番地	気仙沼市弁天町二丁目一番十一号		

○宮城県告示第六百四十九号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 仙台市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は定めぬ。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めぬ。
 栗原市（次の図に示す部分に限る。）

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百五十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十四年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十四年八月二十日
二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設可設番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
有限会社高橋屋瓦店 川島 俊	巨理郡巨理町荒浜字明神西二百十・一	般・十九万七千七百十九号	全部廃業 一般建設業 屋根工事業	平成二十四年七月十七日
有限会社仙台テリカ 廣志	仙台市若林区かすみ町八・一	般・二十七千九百十八号	全部廃業 一般建設業 内装仕上工事業	平成二十四年七月十七日
有限会社オーナメント 齋藤 光雄	仙台市若林区沖野六丁目六・六・一〇四	般・二十七千二百六十七号	全部廃業 一般建設業 鋼構造物工事業	平成二十四年七月三十日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当
○宮城県告示第六百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十四年八月二十四日

- 一 道路の種類 県道 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 路線名 清水浜志津川港線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
本吉郡南三陸町志津川字阿曾一番一地从先から	同郡同町志津川字阿曾一番一地从先まで	前 一・一・三 後 一・一・三	一六・三	二八・二

○宮城県告示第六百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十四年八月二十四日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	馬籠志津川線	本吉郡南三陸町歌津字弘川一五〇番一地从先から同郡同町歌津字弘川一五〇番一地从先まで	平成二十四年八月二十四日

○宮城県告示第六百五十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。
平成二十四年八月二十四日

- 一 土地区画整理事業の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩
大和町大和インター周辺土地区画整理事業
- 二 施行者の名称 大和町大和インター周辺土地区画整理組合
- 三 事務所の所在地 黒川郡大和町落合舞野字大横手二十三番地一
- 四 換地処分の年月日 平成二十四年七月二十七日

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。
平成二十四年八月二十四日

名称	所在地	指定年月日
	宮城県知事 村 井 嘉 浩	

アイセイ薬局岩出山店	大崎市岩出山字川原町八十四番三十一	平成二十四年八月一日
有限会社サイカ薬局	伊具郡丸森町字鳥屋四番地一	平成二十四年八月一日

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十四年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後	変更前	名 称	所 在 地
日本調剤塩釜薬局	日本調剤塩釜薬局		塩竈市佐浦町十四番十七号
塩竈市佐浦町十四番二十一号			

○砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づき平成二十四年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十四年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 試験日時
平成二十四年十一月九日（金）午前十時から正午まで
- 二 試験会場
仙台市青葉区上杉一丁目二番二号
宮城県自治会館二〇八会議室
- 三 試験科目
1 砂利の採取に関する法令
- 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 四 受験手続
1 受験願書の受付期間は、平成二十四年十月二日（火）から同月十九日（金）までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものまでを有効とする。

- 2 受験手数料は七千六百円とし、受験願書に七千六百円分の宮城県収入証紙をはり付けて納めること。
- 3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課及び各地方振興事務所で配布する。
- 4 受験願書の提出先
〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県経済商工観光部産業立地推進課（電話〇二二・二二一・二七三二）
- 5 受験願書の添付書類
写真（手札形（縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル）とし、受験願書の提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）